平　成　27　年　度

法　人　全　体　財　務　諸　表

社会福祉法人　のぞみ会

第１号の１様式

資金収支計算書

(自)平成27年 4月 1日　(至)平成28年 3月31日

(単位：円)

法人名　　：社会福祉法人　のぞみ会

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支				
収入				
保育事業収入	340,464,518	340,633,673	△ 169,155	
借入金利息補助金収入	0	0	0	
経常経費寄附金収入	0	0	0	
受取利息配当金収入	83,002	79,433	3,569	
その他の収入	4,521,220	4,526,770	△ 5,550	
流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
事業活動収入計(1)	345,068,740	345,239,876	△ 171,136	
支出				
人件費支出	254,288,511	254,815,438	△ 526,927	
事業費支出	34,051,435	34,126,737	△ 75,302	
事務費支出	23,150,895	22,237,253	913,642	
支払利息支出	0	0	0	
その他の支出	4,300,000	4,305,550	△ 5,550	
流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
事業活動支出計(2)	315,790,841	315,484,978	305,863	
事業活動資金収支差額 (3=1-2)	29,277,899	29,754,898	△ 476,999	
施設整備等による収支				
収入				
施設整備等補助金収入	7,870,200	7,870,200	0	
施設整備等寄附金収入	0	0	0	
設備資金借入金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	
その他の施設整備等による収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	7,870,200	7,870,200	0	
支出				
設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
固定資産取得支出	27,374,056	27,323,516	50,540	
固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	648,000	648,000	0	
その他の施設整備等による支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	28,022,056	27,971,516	50,540	
施設整備等資金収支差額(6=4-5)	△ 20,151,856	△ 20,101,316	△ 50,540	
その他の活動による収支				
収入				
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
長期運営資金借入金収入	0	0	0	
積立資産取崩収入	17,059,140	17,002,960	56,180	
その他の活動による収入	257,580	257,580	0	
その他の活動収入計(7)	17,316,720	17,260,540	56,180	
支出				
長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
積立資産支出	26,431,022	26,449,652	△ 18,630	
その他の活動による支出	2,000	911,000	△ 909,000	
その他の活動支出計(8)	26,433,022	27,360,652	△ 927,630	
その他の活動資金収支差額 (9=7-8)	△ 9,116,302	△ 10,100,112	983,810	
予備費支出(10)	56,180 △ 56,180	—	0	
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	9,741	△ 446,530	456,271	
前期末支払資金残高(12)	119,741,306	119,741,306	0	
当期末支払資金残高(11+12)	119,751,047	119,294,776	456,271	

第２号の１様式

事業活動計算書

（自）平成27年 4月 1日　（至）平成28年 3月31日

法人名　　：社会福祉法人　のぞみ会

（単位：円）

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部			
収益			
保育事業収益	340,633,673	－	－
経常経費寄附金収益	0	－	－
その他の収益	56,180	－	－
サービス活動収益計(1)	340,689,853	－	－
費用			
人件費	270,266,927	－	－
事業費	34,126,737	－	－
事務費	22,237,253	－	－
減価償却費	19,531,570	－	－
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 10,074,277	－	－
その他の費用	0	－	－
サービス活動費用計(2)	336,088,210	－	－
サービス活動増減差額(3=1-2)	4,601,643	－	－
サービス活動外増減の部			
収益			
借入金利息補助金収益	0	－	－
受取利息配当金収益	79,433	－	－
有価証券売却益	0	－	－
その他のサービス活動外収益	4,470,590	－	－
サービス活動外収益計(4)	4,550,023	－	－
費用			
支払利息	0	－	－
その他のサービス活動外費用	4,305,550	－	－
サービス活動外費用計(5)	4,305,550	－	－
サービス活動外増減差額(6=4-5)	244,473	－	－
経常増減差額(7=3+6)	4,846,116	－	－
特別増減の部			
収益			
施設整備等補助金収益	7,870,200	－	－
施設整備等寄附金収益	0	－	－
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	－	－
固定資産受贈額	0	－	－
固定資産売却益	0	－	－
その他の特別収益	2,112	－	－
特別収益計(8)	7,872,312	－	－
費用			
基本金組入額	0	－	－
資産評価損	239,235	－	－
固定資産売却損・処分損	23	－	－
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	△ 7	－	－
国庫補助金等特別積立金積立額	6,879,000	－	－
災害損失	0	－	－
その他の特別損失	909,000	－	－
特別費用計(9)	8,027,251	－	－
特別増減差額(10=8-9)	△ 154,939	－	－
当期活動増減差額(11=7+10)	4,691,177	－	－
繰越活動増減差額の部			
前期繰越活動増減差額(12)	△ 2,285,999	－	－
当期末繰越活動増減差額(13=11+12)	2,405,178	－	－
基本金取崩額(14)	0	－	－
その他の積立金取崩額(15)	16,000,000	－	－
その他の積立金積立額(16)	23,802,122	－	－
次期繰越活動増減差額(17=13+14+15-16)	△ 5,396,944	－	－

第３号の１様式

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

法人名　　：社会福祉法人　のぞみ会

（単位：円）

勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
資産の部				負債の部			
流動資産	125,894,548	125,085,087	809,461	流動負債	21,054,691	5,991,781	15,062,910
現金預金	115,314,926	115,025,213	289,713	短期運営資金借入金	0	0	0
事業未収金	3,405,380	1,853,330	1,552,050	事業未払金	3,337,087	2,925,864	411,223
未収金	0	0	0	その他の未払金	0	0	0
未収補助金	6,768,710	8,077,700	△ 1,308,990	役員等短期借入金	0	0	0
立替金	0	0	0	１年以内返済予定設備資金借入金	0	0	0
前払金	0	0	0	１年以内返済予定長期運営資金借入金	0	0	0
前払費用	405,532	128,844	276,688	１年以内返済予定リース債務	648,000	648,000	0
仮払金	0	0	0	未払費用	2,126,640	1,608,364	518,276
その他の流動資産	0	0	0	預り金	36,157	35,984	173
徴収不能引当金	0	0	0	職員預り金	1,099,888	773,569	326,319
				前受金	0	0	0
				前受収益	0	0	0
				仮受金	0	0	0
				賞与引当金	13,806,919	0	13,806,919
				その他の流動負債	0	0	0
固定資産	859,494,941	842,770,029	16,724,912	固定負債	21,024,348	20,048,778	975,570
基本財産	507,760,448	498,245,664	9,514,784	設備資金借入金	0	0	0
土地	146,100,000	146,100,000	0	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	361,660,448	352,145,664	9,514,784	リース債務	1,944,000	2,592,000	△ 648,000
定期預金	0	0	0	退職給付引当金	19,080,348	17,456,778	1,623,570
				長期未払金	0	0	0
その他の固定資産	351,734,493	344,524,365	7,210,128	長期預り金	0	0	0
土地	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
建物	434,660	215,923	218,737				
構築物	4,243,435	4,748,624	△ 505,189	負債の部合計	42,079,039	26,040,559	16,038,480
車輌運搬具	298,411	246,751	51,660	純資産の部			
器具及び備品	8,926,361	9,689,750	△ 763,389	基本金	430,257,673	430,257,673	0
建設仮勘定	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	202,953,353	206,148,637	△ 3,195,284
有形リース資産	2,538,000	3,186,000	△ 648,000	その他の積立金	315,496,368	307,694,246	7,802,122
権利	6,000	243,735	△ 237,735	人件費積立金	39,100,000	39,100,000	0
ソフトウエア	161,370	238,050	△ 76,680	修繕積立金	0	108,000,000	△ 108,000,000
無形リース資産	0	0	0	備品等購入積立金	0	63,900,000	△ 63,900,000
退職給付引当資産	19,080,348	17,456,778	1,623,570	保育所施設・設備整備積立金	231,400,000	53,000,000	178,400,000
保育所繰越積立資産	39,100,000	211,000,000	△ 171,900,000	区市町村施設整備費積立金	3,466,860	3,466,860	0
保育所施設・設備整備積立資産	231,400,000	53,000,000	178,400,000	市施設振興費積立金	3,977,400	2,986,200	991,200
区市町村施設整備費積立資産	3,466,860	3,466,860	0	法人管理運営費積立金	37,552,108	37,241,186	310,922
市施設振興費積立資産	3,977,400	2,986,200	991,200	次期繰越活動増減差額	△ 5,396,944	△ 2,285,999	△ 3,110,945
法人管理運営費積立資産	37,552,108	37,241,186	310,922	（うち当期活動増減差額）	(4,691,177)	(0)	(4,691,177)
差入保証金	50,000	50,000	0				
長期前払費用	0	0	0				
その他の固定資産	499,540	754,508	△ 254,968				
				純資産の部合計	943,310,450	941,814,557	1,495,893
資産の部合計	985,389,489	967,855,116	17,534,373	負債及び純資産の部合計	985,389,489	967,855,116	17,534,373

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

（２）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

（３）退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

（４）国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 27 年 9 月 25 日雇児発 0925 第 1 号・社援発 0925 第 1 号・老発 0925 第 1 号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

（５）消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

（１）新たな会計基準の採用

当年度より従来採用していた「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 12 年 2 月 17 日厚生大臣官房障害保健福祉部長、社会･援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知社援第 310 号、最終改正平成 19 年 2 月 20 日雇児発第 0220001 号・社援発第 0220001 号・障発第 0220002 号・老発第 0220003 号）に替えて、「会計基準」を採用することとした。

当該変更により、事業活動計算書の前年度決算欄には金額を記載しておらず、貸借対照表の前年度末欄に記載されている金額は、「会計基準」に平成 27 年 4 月 1 日付で移行した結果の金額を記載している。

当該変更に伴う前期末支払資金残高への影響はないが、前期繰越活動増減差額への影響は以下の通りである。

Ⅰ．移行調整前の前期繰越活動増減差額	5,637,766 円
Ⅱ．移行による前期繰越活動増減差額の調整額	
(1) 国庫補助金等特別積立金取崩の計算方法変更による修正	428,591 円
(2) 減価償却費の過年度修正額	△8,298,356 円
(3) ファイナンス・リース取引の貸借対照表計上による修正	△54,000 円
差引合計　前期繰越活動増減差額の調整額	△7,923,765 円
Ⅲ．移行調整後の前期繰越活動増減差額	△2,285,999 円

（２）賞与引当金の計上

当法人は賞与の計上にあたり、従来、支給時にその支払額をもって計上してきたが、当会計年度より決算後最初に支給する賞与の支払予定額のうち当会計年度に帰属する期間に相当する金額を、賞与引当金として計上することに変更した。

当該変更により、従来の方法によった場合と比較して賞与引当金が 13,806,919 円増加し、経常増減差額と当期活動増減差額が同額減少している。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

（注）「就業規則」における職員

4. 作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、（4）に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、（1）～（3）に記す財務諸表を作成するものである。

（1）法人全体の財務諸表（第１号の１様式、第２号の１様式、第３号の１様式）

（2）社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表（第１号の３様式、第２号の３様式、第３号の３様式）

（3）拠点区分の財務諸表（第１号の４様式、第２号の４様式、第３号の４様式）

（4）当法人が実施する社会福祉事業区分における各拠点区分の内容

ア　本部拠点区分

理事会の運営による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ　レオ保育園拠点区分

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号、以下「社会福祉法」という。）第 2 条第 3 項第 2 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する保育所（子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設）

ウ　レオ保育園川口拠点区分

レオ社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号（第 2 種社会福祉事業）に規定する保育所（子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	146,100,000	0	0	146,100,000
建物	352,145,664	25,669,580	16,154,796	361,660,448
合計	498,245,664	25,669,580	16,154,796	507,760,448

6. 会計基準第３章第４（４）及び（６）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

（１）「会計基準」第３章第４（６）の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

（２）「会計基準」第３章第４（４）の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額

建物	空調調和設備工事の除却に伴う取崩額	1円
構築物	該当する事項はない。	
機械及び装置	該当する事項はない。	
車輌運搬具	該当する事項はない。	
器具及び備品	CDポータブルPAパック他の除却に伴う取崩額	6円

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	495,785,155	134,124,707	361,660,448
建物	1,539,520	1,104,860	434,660
構築物	13,790,974	9,547,539	4,243,435
車輌運搬具	558,751	260,340	298,411
器具及び備品	31,453,962	22,527,601	8,926,361
有形リース資産	3,240,000	702,000	2,538,000
合計	546,368,362	168,267,047	378,101,315

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

（1）前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	405,532円	128,844円
② 長期前払費用からの振替額	0円	0円
貸借対照表計上額	405,532円	128,844円

（2）リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

（ア）有形リース資産の内容

印刷機（器具及び備品）である。

（イ）リース資産の減価償却の方法

1．重要な会計方針（1）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

②ＡＳＰサービス契約のうち解約不能のものに係る未経過サービス料

ＡＳＰサービス契約のうち解約不能のものに係る未経過サービス料

1年以内	611,712円
1年超	1,937,088円
計	2,548,800円

（3）積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 人件費積立金（レオ保育園・レオ保育園川口）

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0903

第6号、以下「経理等通知」という。）の１の(6)①に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである

この積立金は、「経理等通知」の１及び「『子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発0903第1号、以下「雇児保発0903第1号通知」という。）の５に基づき理事会の承認により取り崩すものである。

② 保育所施設・設備整備積立金（レオ保育園・レオ保育園川口）

「経理等通知」の１の(6)②に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の１及び「雇児保発0903第1号通知」の５、及び「『子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発0903第2号、以下「雇児保発0903第2号通知」という。）の(問８)に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当該年度において、レオ保育園川口の空調工事費として16,000,000円の取崩を行っている。

③ 市施設振興費積立金（レオ保育園）

「調布市民間保育所運営費等補助金交付要項」別表に規定されている振興費のうち未使用額を積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に理事会の承認により取り崩すものである。

④ 法人管理運営費積立金（本部）

「調布市民間保育所運営費等補助金交付要項」別表に規定されている法人運営管理費のうち未使用額を積み立てているものであり、同額の積み立て資産を留保するものである。

この積立金は、同要項に掲げる支出に使用する場合に理事会の承認により取り崩すものである。なお、当該取崩しには所轄課との事前協議を必要とし、保育所の運営に要する経費である場合には保育所へ繰り入れて使用することとなる。

⑤ 区市町村施設整備費積立金（レオ保育園）

「『東京都保育所事業実施要綱』の廃止に伴う保育所補助金の弾力的運用の取扱い等について」（平成 19 年 3 月 30 日東京都福祉保健局長通知 18 福保子支第 1701 号）に規定されている東京都子育て推進交付金を財源とする各区市町村からの運営費補助金のうち施設整備費に充当するものとして自ら区分した金額の未使用額を積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に理事会の承認により取り崩すものである。